

第77回

滋賀県国土利用計画審議会

議 事 録

令和5年（2023年）2月7日（火）

10時～12時

ZOOM開催

第77回滋賀県国土利用計画審議審議会事録

1 日 時

令和5年(2023年)2月7日(火)10時~12時

2 場 所

ZOOM開催

3 出席委員(五十音順、敬称略)

池内 正博	一般社団法人滋賀県労働者福祉協議会 理事	労働
井上 芳恵	龍谷大学政策学部 准教授	都市問題
内田 宏	不動産鑑定士	土地問題
小川 圭一	立命館大学理工学部 教授	交通問題
小杉 緑子	京都大学大学院農学研究科 教授	林業
駒林 良則	立命館大学法学部 教授	法律
菅原 美代子	公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会 副理事長	社会福祉
田中 宏	公募委員	公募委員
辻田 素子	龍谷大学経済学部 教授	経済
多賀 君子	J Aしが女性協議会 副会長	農業
西田 秀治	滋賀県町村会 理事(竜王町長)	地方行政
深川 良一	立命館大学理工学部 特命教授	防災
堀江 啓子	滋賀県商工会女性部連合会 副会長	商工業
和田 桂子	一般社団法人近畿建設協会水環境研究部門 顧問	水問題

4 審議会次第

(1) 開 会

挨拶

委員紹介

(2) 議 題

- ・滋賀県土地利用基本計画の変更について
- ・林地開発許可等の状況について
- ・滋賀県国土利用計画(第五次)の進捗状況について
- ・次期国土利用計画(第六次)国の動向

(3) 閉 会

1 開会

挨拶（深川会長）

2 議題

○深川会長 私は、会長を務めさせていただいております深川でございます。どうぞよろしくお願いたします。

まず、われわれの審議会でございますが、名前が相当大的な感じですので、特に新しい委員の皆さまが何を議論するのだろうかというようなことで、少し戸惑われることもあるかと思ひます。

この審議会の役割については、「国土利用計画法」という法律で規定をされておひまして、例えば、県の国土利用計画を定める場合であるとか、土地利用基本計画を定める場合など、本審議会の意見を聴くということになっておひまして、いわばご意見番みたいな会議かと思ひます。

ということで、ただいまからの議事を進めさせていただきますが、自由に意見を述べていただければと思ひます。

それを踏まえて、県がそれを施策と申ひますか、政策を進める際に参考にされて、今後に生かしていかれるのではないかと思ひます。

議題

（1）滋賀県土地利用基本計画の変更について

○深川会長 それでは、早速ですが、具体的に議事に入りたくと思ひます。最初の議題です。「滋賀県土地利用基本計画の変更について」ということで、滋賀県知事から当審議会に諮問をされておひます。

これについて、まず事務局からの説明をお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひ申ひます。

（参考資料1～4、資料1-1、1-2により事務局説明）

○深川会長 説明をありがとうございました。それでは、ただいまの事務局からの説明につきまして、何かご意見、ご質問があればお受けしたいと思ひます。

冒頭に申し上げましたように、自由に感じられたこととかをお話いただければいいかと思ひます。いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

それでは、西田委員からお手が挙がっているようございませんでございます。よろしくお願ひ申ひます。

○西田委員 今回は森林 33ha を、いわゆるその他用途に変えるということですね。

○事務局 はい。

○西田委員 それについて、説明していただきましたが、私なんかは 2 期目ですけど、よく分かっていないところがあるので、ここはそれぞれ理由を説明してくれないと。これは事前に、過去の何月何日に、これは報告済みとかという説明がありますけれども。

例えば、整理番号 1 番の湖南森林地域は「平成 29 年度 第 69 回国土利用計画審議会 事前報告済」とあります。それぞれそういうことで、過去に一応審議会で報告を受けたり、議論をして、それはそれでその方向でいいのではないかということ、そのときに、これは結論を出しているんですか。

○事務局 説明をさせていただきます。冒頭説明をさせてもらいましたが、当審議会の土地利用基本計画の変更というのは、いわゆる個別法の林地開発許可後、開発行為が行われ、林地開発の完了確認をもって縮小すべき区域が確定した後に、土地利用基本計画を変更することとなっております。ですので、土地利用基本計画の変更の際には、土地が造成された後に当審議会の議題に上がってくるものになります。

この後説明します資料 2 ですが、審議会を開催するその 1 年間（今年度は令和 4 年度）の、林地開発許可の状況というものを当審議会に報告させていただいております。

整理番号 1 の湖南市の案件に関して、平成 29 年度の時に林地開発の許可があったと報告しており、いずれは土地利用基本計画の変更として、お諮りすることになりますと説明しております。

○西田委員 これは事後承認ですか。今回の審議会の結論は、このようにしましたよという報告、これは適正であるという報告を受けて、我々委員は、それについてどうかと意見を述べるということですか。

○事務局 お答えさせていただきます。当審議会は開発の適否を問う審議会ではなくて、土地の在り方について、高所大所な意見をいただく場となっております。

森林縮小案件ですと、開発行為が終わり、造成された後に審議会に諮られ、その開発の適否ではなくて、土地の在り方についてのご意見を伺う場とされています。

ですので、令和 3 年度のときに、過去から実質的な審議がなかなかできないというご意見がありましたので、森林の縮小に関しましては、会長専決でもできると整理させていただいたところです。

○西田委員 ここの 1 番、2 番、3 番がいいとか悪いとかではなくて、この審議会の意義と

して、何のためにやるのかと。もうすでに終わった土地利用について、結果として皆さんは一応チェックをかけた上で、適正であるというかたちで、今に進んできているわけですよ。

結果として、33ha 森林が違う用途に変わりましたよということについて審議をするわけですか。

○事務局 個々の開発に關しましての審議というよりは、今回は33ha 森林が減少しまして、今後の土地の在り方について議論いただく、ご意見をいただく場であるとされています。

○西田委員 ということは、33ha 森林が減りましたと。そうしたら、いま言われている二酸化炭素の問題とか、色々な問題があるから、それでよくないのではないかと、そういう議論をする場、土地利用って。

○事務局 そうです。今後の土地利用の在り方について、ご意見を伺う場になっています。

○西田委員 ああ。そのように説明してくれると、すぐ分かるんですけども。

あと1個、何のためにこの会議、審議をやっているのかなと、すごい僕自身分からなかったので説明を求めたわけですけどね。はい、分かりました。

○深川会長 すみません、私の冒頭の説明もちょっと不十分だったのかなと思います。

○西田委員 全然そんなことはないです。そんなことはございません。

○深川会長 いえ。ほぼ全ての委員の方が今のご質問と同じようなことを、考えることだと思います。

最後のところにありましたように、本当に国土利用計画というのは、方向性はこれでいいのかとか、そういう大局的な意見を言う場という位置付けになっていると思います。審議会の設置自体が法律で決まっておりますので、その方向で運営はされているのですが、意味としてはそれが一番大きいのかなという気はします。

今日は、国の国土利用計画が少し修正をされるという話も出てくるのですが、それを受けて県の国土利用計画とかも変更していかなければいけません。

そうしたら、例えば、それをどうやって変更していくのかというあたりの議論は、まさに審議会の、委員の皆さんのご見識に、それを頼みにして議論が進むのではないかなという気がします。

ですから、個別の案件があったから県の国土利用計画を変更するというところについては、具体的には意見を言いにくいことがあるのはもう確かだと思います。

ですから、そういうものであるというか、要するに、大局的な意見を言っていただく審議

会であるというようにご承知おきいただければと思います。

○西田委員 要は、33ha の森林が違う用途に変わったけれども、国土利用という観点からして、それでいいのか。また、こうであるべきではないかとか、そのような意見を出してもらうということですね。はい、了解しました。ありがとうございます。

○深川会長 それでは、他の委員の皆さん、何かございますでしょうか。それでは、和田委員よろしく願いいたします。

○和田委員 今回変更するのが森林に集中しましたけれども、変更後は、どういったものになるかは様々です。

変更をする理由の中で基本的な方向として、いわゆる水源涵養機能等の、森林の持つ多面的機能維持への影響をできるだけ小さくなるようにと書かれてあります。

森林の多面的機能は、いま非常に大きく取り上げられていることで、水源涵養は治水、生態系、また熱管理といった熱中症対策の利用というところでも注目されているので、今回、工場立地とか、県の施設もありますので、官民連携で、グリーンインフラを活用した計画となるように、県も全面的に協力するようなことが望ましいと考えております。これはコメントとさせていただきますと思います。以上です。

○事務局 貴重なご意見をありがとうございます。

○深川会長 貴重なご意見だと思いますので、それを今後の施策に生かしていただければと思います。

それでは、他の方はいかがでしょうか。最後に、時間が余れば、また全体を通してご意見をお受けしたいと思います。特にご意見もないようですので、次の議題に移りたいと思います。

(2) 資料2 「林地開発許可等の状況について」

○深川会長 続いて、資料2 「林地開発許可等の状況について」ということで、事務局より説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

(資料2により事務局説明)

○深川会長 ありがとうございます。これが最初の議題のところ、「事前報告済」となっていた案件です。令和4年度は1件ということでございまして、この1件が次回以降、正

式に県の土地利用基本計画の変更として、最終的に審議されます。

それでは、この件につきまして、何かご意見、ご質問等ありますでしょうか。特にございませんでしょうか。

土地利用基本計画の方向性との関係のところでは分かりますように、基本的には市街化調整区域であって、この転用について認めるという方向になっております。

それでは、特にご意見もないようでございますので、続いて次の議題に移りたいと思います。

(3) 資料3「滋賀県国土利用計画（第五次）の進捗状況について」

○深川会長 3番目、資料3「滋賀県国土利用計画（第五次）の進捗状況について」ということで説明をお願いいたします。

(資料3-1、資料3-2 事務局説明)

○深川会長 説明をありがとうございました。それでは、各委員の皆さま、ご意見、ご質問があればお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

○田中委員 質問よろしいでしょうか。目標年次が令和9年でございますが、進行管理している数値で、特に国土利用計画の最後でございます「その他」が、相当面積が増えています。この増減について、望ましい数値になっているのかどうかというのが1点。

もう1点は、「その他」の面積は相当大きく目標年次から増えているわけですが、主にどのようなものが増えているのか。もし個々にどのような施設、あるいは、どのようなものが増えたのかということ把握しておられたら教えていただきたいということ。

最後に、「その他」の数字が相当大きく増えたのと、農地が減少しているとか、そのような面からして、国土利用計画の見直しの範疇には入ってこないかどうかお答えください。

○事務局 お答えさせていただきます。ご質問が3点ありましたが、まず1点目の「その他」というのはどのようなものかということからご回答させていただきます。

「その他」というのは、農地、森林、原野等、水面・河川・水路、道路、宅地のいずれにも含まれない土地というものを指しています。例えば、学校であるとか公園、緑地、公園施設などの公用・公共用施設の用地であるとか、低未利用地といったものです。

具体的にお答えしました学校であるとか公園というのが、「その他」のうちの範囲でどれくらいかというのは、事務局で把握はしていません。「その他」が増えることに、県といたしますか、事務局はどう思っているのかという二つ目の意見に関して、「その他」というのは、県全体の面積から農地、森林、原野等、水面・河川・水路、道路、宅地の面積を差し引いた

残りであり、統計で拾えない誤差というところもございます。こちらに関しては今後の推移を見て、どのようにしていくかを判断していきたいと考えております。

最後3点目、農地の減少があるので、国土利用計画を見直さないかということですが、目標の数値を下回ったことをもって、ただちに国土利用計画を見直すとは考えてはおりません。この目標値については、弾力的に理解されるべき性格のものとしており、計画の変更は考えておりません。

ただ、この後説明させていただきますが、国の方では次期計画の改定作業がされています。新型コロナウイルス感染症であるとか、災害の激甚化であるとか、カーボンニュートラルなど、土地利用の状況が変わった際には、変更していくべきと考えております。

○田中委員 ありがとうございます。

○深川会長 よろしかったでしょうか。

○田中委員 はい。

○深川会長 私の方から念のための質問なのですが、令和3年度に農地が減っているのですが、この農地面積には、いわゆる耕作を放棄した農地とかも入った数値という理解でよろしいでしょうか。

○事務局 耕作放棄地は入っていません。

○深川会長 そうですか。日常的に感じることですが、私は野洲市に住んでいますが、ずいぶん農地が宅地に変わっているよう感じます。この数字に耕作を放棄した農地が含まれていなかったら、まだ増やせる余地はあるわけですね。やっぱり農地が減るのは、全体を見てあまりよくないような気がしますので、それをどうやって維持するかというのが、県にとってはかなり重要ではないかと思うのですが、その辺お考えとかありますでしょうか。

○事務局 農地に関して、大きく減少しているというところで、県としてどう考えているのかというところがございますが、農地転用については、法に基づき適正に運用しつつ、農用区域内農地においては、優良農地の確保、荒廃農地の発生抑制、解消の取組みを推進していくことで、農地減少の抑制を図りたいと考えています。

本日は農政部局の農政課も参加されていますので農政課からも意見をいただきたいと思っております。どうでしょうか。

○農政課 いま話題に上がってございました、農地の減少という点で、確かに先ほど深川委員

がおっしゃったように、宅地への転用が年々増えているというのは事実だと思います。

ただ、最後の4ページ目「指標による進捗状況の把握」の結果について」というところで、(ア)の「4 再生利用が可能な荒廃農地面積」の数字が結構増えてしまっているんですけども、こちらは、いわゆる遊休農地というものでございます。ただ、荒れてしまって、もうどうしようもないというところに至っていないものです。

こちらを徐々にといいますか、農地に復元していくというようなことを目指す方向で、どうしても宅地開発とかの需要とかもございまして、そちらを止めるということは厳しいかなと思いますが、それと並行して、耕作放棄となってしまうところの復元を図っていくというようなかたちで、なるべく減少を抑えると。

さらに、農地を確保していくということを目指して、今後進めていく必要があるのかなと考えております。

○深川会長 ありがとうございます。

それでは、他の委員の皆さん、ご意見とかありますでしょうか。回答に関するご意見でも構いません。

○池内委員 池内です、よろしくお願ひします。農地なり、森林のところと言うと、最近では太陽光発電の関係で土地利用するところがあますが、環境ということと言うと、とりわけ森林ということで災害等々を考えると、ある程度やっぱり森林保全ということも必要ではないのかなと思います。その辺の考え方はどうなのかということと。

宅地だからということと、一方では結構空き家、空き地が増えているので、この辺のところの土地活用ということと、土地利用としては宅地だということとやりますが、現実には空き家、空き地が相当あるので、そこでこの辺の手だてもしっかりとというのは、本来必要ではないかなと思いますけれども、その辺は、県としてはどうお考えなのかをお聞かせいただければと思います。

○深川会長 事務局いかがでしょうか。

○事務局 回答させていただきます。太陽光発電に関しては、「滋賀県CO2ネットゼロ社会づくり推進計画」で、2019年の再生可能エネルギーに対して、2050年には約2倍となる目標を立てていますので推進していくことになります。

また、土地利用基本計画の土地利用の原則では、森林を他用途に転用する場合は、下流域の水の確保など森林の有する水源涵養機能等の多面的機能の維持への影響ができるだけ小さくなるよう配慮するとされており、県国土利用計画では、大規模太陽光発電施設などの再生可能エネルギー関連施設の設置に際しては、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮すると定められていますので、環境に配慮した適正な開発がなされるべきだ

と考えます。

また聞くところによると、太陽光発電に関する林地開発に関しては、今後は1haを越えるものではなくて、0.5haを越えるものから許可が必要になってくると聞いております。

詳しいことは、本日、林地開発許可を所管されております森林保全課も参加されていますので、ご意見をいただきたいと思っております。どうでしょうか。

○森林保全課 県民活動生活課の方が説明されたとおり、今年の4月以降に、太陽光発電に係る林地開発許可基準面積が、従来の1.0haを超えるものから、0.5haを超えるものに変更になります。

つまり、今までよりも小さい太陽光発電の開発についても、防災施設などの設置等が必要となつてまいりますので、より県土の安全、森林の保全にとっては、そちらの方が安全側に行くというように考えております。

もう一つは、国の方で示されている林地開発基準も厳しくなるというように聞いています。それを県の林地開発基準にも取り組むべく、いま作業を進めております。

ですから、面積の変更、林地開発基準の改正の二つに伴いまして、いままで以上に林地に対しての保全は図れるというように考えております。

○深川会長 はい、ありがとうございました。池内委員、いかがでしょうか。

○池内委員 はい、ありがとうございます。あと空き家、空き地というのはどうなるのか。国土利用ということではあれだけど、土地自身の利用化ということで、その辺は、もしお考えがあればお聞かせいただきたいです。

○事務局 空き家、空き地、土地利用の観点から空き地ですが、改定作業中の次期国土利用計画でも土地の管理というところが相当盛り込まれていくと聞いておりますので、国の状況を注視しながら、県としてどのようにしていくのかというのを示していきたいと思っております。

○深川会長 はい、ありがとうございます。池内委員、よろしいですか。

○池内委員 はい、それで結構です。

○深川会長 ありがとうございます。西田委員、よろしく願いたします。

○西田委員 私は地方行政の分野ということで参加をさせていただいています。滋賀県の町村会の理事ということで出席させていただいていますので、滋賀県の中には19市町あり

ますけれども、実はそれぞれ地域ごとに課題が少しずつ違うのだらうなと思っています。

私は竜王町の立場から、また6町という6つの町の立場から言いますと、共通している項目というのが、いわゆる土地利用の問題で、実は、これは柔軟性を持ってほしいという課題を持っています。

少子高齢化、また人口減少社会の中で、この市町をどのようにしていくという観点から言いますと、やはり企業を誘致するとか、また住宅地をつくるとかいう課題がありますので、無造作な開発ではなくて、計画的な開発をしていく必要がある。そのような意味で、農地の転用を考えていきたい。

ただ、農地転用ということについては、いま非常にハードルが高いのです。なかなかできないような課題が多いので、それぞれの地域で、やはり少しずつ課題は違ってくるのだらうなど。

ですから、住宅地がどんどん増えて、人口も増えている地域もあるし、減少している地域もあるから、そういう地域ごとに。これは何も滋賀県だけではなくて、日本全体でもそうですね、都市部と地方と。このような問題は、少し柔軟性がある考え方を反映してもらえないかなというのが一つの思いです。

もう一つは、市街化区域、市街化調整区域の問題もあります。そういう意味で、土地利用をどうしていくのかということも、やっぱり柔軟に考えていければありがたいなど。

それから、森林についても申し上げれば、全体のかなり大きなウエートを占めているわけですが、カーボンニュートラルとか色々な政策もある。そのためには、太陽光も必要だと。

また、逆に言ったら、安全性をどう担保するのかということについて、やはり森林の重要性がある。これも、対応していかなければいけないので、どこかだけがいい、どこかだけが悪いということではないと思いますので、そういう観点で、どちらかという、次の「国土利用の新たな方向性」の中で考えていただいたらいいと思うのですが、そういう取り組みをしていただけたらありがたいなと思います。

それから、われわれにとってちょっときついのは保安林の問題です。保安林は、もちろんこれは保安上の必要な森林ですから、この重要性は分かっているのですが、なかなか地域の開発という観点からすると、保安林解除は極めて難しいので、そのあたりを柔軟性というのも持っていただける計画もあればありがたい、そのように思います。以上でございます。

○深川会長 ありがとうございます。それでは、県の方、いかがでしょうか。

○事務局 貴重なご意見をありがとうございます。県計画というのは国の計画を基本としていますので、県の国土利用計画改定の際には、現状から県として土地利用をどのようにしていくのかというところは、しっかり反映した計画を策定したいと思っております。事務局からは以上になります。

○深川会長 はい。それでは、西田委員、今後の課題というのかなりありそうですが、いまのご回答でよろしいですね。

○西田委員 はい、結構です。

○深川会長 分かりました。そうしたら、他の委員の皆さんは何かご意見はありますでしょうか。

それでは、特にならぬようでございますので、いまの議論の中でも出てきましたが、次の議題はかなり重要かと思っておりますので、次の議題に移りたいと思っております。

(4) 資料4「次期国土利用計画（第六次）国の動向」

○深川会長 資料4「次期国土利用計画（第六次）国の動向」ということで、事務局からの説明をお願いしたいと思います。

(資料4により事務局説明)

○深川会長 今後の国土利用の新たな方向性というのが、見ていただいているような画面上で示されておりまして、この流れで、今後その具体化が進んでいくというような話でございました。ただいまのご説明に対して、何か委員の皆さん、ご意見、ご質問等ありますでしょうか。それでは和田委員、よろしくお願ひします。

○和田委員 はい。ご説明のありました「国土利用の新たな方向性」の中で、特に最近色々なところで議論されている内容が、「E c o - D R Rの実装」です。

E c o - D R Rというのは、生態系によって危険な自然現象を軽減して、社会の脆弱性を下げるといふ、いわゆる自然状態の土地利用を維持することで、これから起こる県の災害を回避して、自然災害リスクを下げるというような考え方です。これが土地利用の中で、森林とか農地といったところが減って行って、都市災害とかが起りやすい宅地などに変わっていく際に、やはり一番方向性として重要ではないかなと思ひます。

気候変動とか減災とかを考へるときに、双方を達成するよう効果的なアプローチだといふように考へておりますし、そういったところを、滋賀県さんも大いに取り入れるといふことをしていただきたいと思ひます。

今日も色々な各課、部局の方がご出席されていると思ひます。他の自治体では、一つの部局ではなく、部局間をまたぐような、すごく大きな枠組みで、市民とともに次世代につなぐ、堅実な、例へば、樹林地とか農地の空きのところを改善、都市計画の中で変えていくといふ

ようなことも結構されています。最近、国交省のホームページでも挙がってきておりますので、そういったことも踏まえて、新たに考えていくというところを盛り込んでいっていただきたいなと思っております。以上です。

○深川会長 はい、和田委員、ありがとうございました。県の方、いかがでしょうか。今後の話ですので、何かお考えがあればお聞かせいただければと思います。県の方、何かこの一連でありますか。

○事務局 貴重なご意見ありがとうございました。

○深川会長 和田委員のご意見は、私も大変重要だと思っております。私は防災に関する委員ということで、この審議会に参加していますが、最近の異常気象と、それに伴う異常な災害にはちょっと寒気がするぐらいでございまして、滋賀県も今までがどちらかという、災害が少ない、安全な県だと思われてきたのですが、どうも風向きが変わってきているような気がします。

今まで、相対的に雨の少なかったところで、例えば、集中豪雨みたいなものがあると、被害が相当出ます。つまり、雨に対して脆弱であるというか、耐性がないという感じなのです。

ですから、それが昨今の集中豪雨の激化であるとか、広域化ということの恐ろしい結末ではないかなと思います。そういう意味では、滋賀県は相当用心してかかる必要があると思っております。他にご意見等はございませんか。

○小川委員 小川です。国の国土形成計画のスケジュール等をご説明いただいて、今日説明いただいたのは全国の計画の話ですけど、おそらくこれが終わった後で、県の計画であるとか、その次に市町の計画というお話になると思いますけど、国の話が決まった後で、いつぐらいのスケジュールで考えられているのか教えていただきたいです。

先程の、現計画が令和9年までだったと思いますけれど、令和9年以降で、次の計画という話になるのか、あるいは、もう少し早いタイミングなのかという、そのあたりの予定を教えてください。

あと、次の計画につながるとは思いますけれど、県で他にも色々な計画がありますね。関連する都市計画であったり、交通であったり、色々な部署の計画があると思いますけれど、そのようなものとの関係性というのはどのようにされていかれるのでしょうかというのを教えていただければと思います。

○事務局 お答えさせていただきます。前回計画と同様のスケジュール感で計画を策定したいと考えております。

前回は閣議決定されたのが夏頃でしたので、滋賀県の次期計画の想定スケジュールになりますが、令和7年3月に策定をしたいと現時点で考えております。

計画改定で審議会の回数は前回より、もうちょっとコンパクトには考えてはおりますが、詳細は国の動向を注視しながら、今後のスケジュールといえますか、今後の計画の策定をしていきたいと思っております。

小川委員からもう一つありました、都市計画等の計画との関係性ですが、国土利用計画というのは、都市、森林、農地、自然公園、自然保全という五つの地域の、いわゆる最上位計画で、土地利用の大きな方向性を示しており、国土利用に関する行政上の指針となるものでございます。

○深川会長 はい、ありがとうございます。小川先生、そのような説明ですが、よろしいでしょうか。

○小川委員 はい、ありがとうございます。

○深川会長 想定スケジュールを見ると、11月ぐらいからその議論が本格化するというようなことですね。

○事務局 ええ、そのように考えております。

○深川会長 実は、今日で審議会の委員が終わる方が何人かいらっしゃいますが、現在1期目の皆さん、新しい皆さんに議論をお願いすることになると思います。いよいよ審議会らしくなってくるという感じでございます。

それでは、他に何かご意見とかありますでしょうか。よろしいでしょうか。

特に皆さんからはご意見もないようですので、審議会自体は一応これで締めさせていただきます。

最後に何か全体を通してでも構いませんし、あればお受けしたのですが、よろしいでしょうか。

それでは、一応、特に他にご意見もないということで、審議会を終わらせていただきます。

○駒林委員 すみません、よろしいでしょうか。

○深川会長 どうぞ。

○駒林委員 冒頭に西田委員からおっしゃった、この審議会の意義のようなところがあって、私も思うところがありましたけれども。要するに、あのときは森林地域が減少している

ということで、この土地利用基本計画から見るとどうなのということをおっしゃって。

規制的なものは個別の法律があるので、個々の利用基本計画の方からどうこうすることはできないというような事務局のお答えであったと理解をしています。土地利用基本計画の、わが国の限界的なところなのかなと思っておりまして、今後は、先ほどあったように、最上位の計画ですけれども、それを個別の法律のところで規制していけないということがやっぱりあって、それが冒頭のご質問に意図としてあるのかなというようにも私は思えました。それは、いまのところ仕方がないですけれども。

私も専門家ではないので分からないのですが、その辺は計画的な規制を、土地利用基本計画みたいなものが持っている部分もあるので、そうすると、今後はそのようなかたちで、ある程度、もちろん柔軟性は必要ですけれども、基本計画の方から規制をかけられるような、あるいは調整ができるような仕組みが大事なのかなと思って、冒頭の町長さんのご質問を聞いておりました。

社会状況は変わっているし、林地の問題も開発をしたいというところもあるけれども、やはり災害の問題もあるので、その辺のところは非常に難しいところはあるけれども、なんとか管理していけるような手立てを、計画が管理できるような手立てができないものかなというように、個人的には聞いておりました。

個人的な意見で申し訳ないですけれども、せっかくそのようなご意見がありましたので、私の考えとして話させていただきました。ありがとうございます。以上です。

○深川会長 それでは、これで審議会を終わらせていただきたいと思います。円滑な議事運営にご協力いただき、ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

(審議会終了)

○事務局 深川会長、どうもありがとうございました。

それでは、先ほど会長からもございましたように、今回で現在の第16期委員の任期中としましては最後の審議会になりますので、皆さまからこの機会に一言ずつ、最後にご発言をいただければありがたいなと思います。

ご発言いただきたい順序でございますけれども、参考資料1の名簿がございます。いま画面に映させてもらっていますけれども、こちらの名簿の一番上の方から順次ご発言いただけたらありがたいなと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○池内委員 池内です。1期目ということで、よく分からないながら参加させていただきましたが、今後も委員をやらせていただけたら、また協力をしていきたいなと思いますので、よろしく願います。

○事務局 ありがとうございます。井上先生、お願いいたします。

○井上委員 龍谷大学の井上です。なかなかすごく大きな各制度をまたぐお話で、普段は都市計画を中心に勉強しているところではありますけれども、色々な各分野の法律と連携をした大きな議論をされる場所だなということで、なかなか勉強させていただくばかりでしたけれども、お世話になりました。

○事務局 ありがとうございます。それでは、内田先生、お願いいたします。

○内田委員 土地問題担当の不動産鑑定士の内田といいます。防災問題ということ、防災行政というものが非常にもうクローズアップされていると思います。

滋賀県が安全圏であるということだけで、それを軽んじていては駄目だなと感じています。滋賀県の場合は、特に流域治水の対策がなされ、また危機管理センターもできているようですので、今後の自然災害に対する安全、防災・減災への対策行政というものがしっかりと行われることと思います。

全国的に見ても、先ほど深川会長がおっしゃいましたように、大きな台風や集中豪雨など甚大な水災害というものがものすごく頻発しているわけです。とりわけ大きな水がめを擁する滋賀県で水対策、特に琵琶湖に流れ込む河川流域の洪水が起こるリスクをしっかりと対策し、土地利用問題を扱うこの審議会としても、議論の一つとして対応していけたらなと思っています。

もう一つは、私は業界で自然災害の危機管理の方の対応をやっているとして、東日本大震災の時に、大船渡市という市を視察したのですが、その市が事前に、つまり災害発生してからではなくて、事前に津波災害による恐れを警戒して、その対策として高台への集団移転を早くから進めておられて、津波による人的被害が9割方免れたという話を聞きました。

そのような事例を見て、これからは事前復興計画というようなものを立案し、あらかじめ防災移転を前提とした街のあり様を変えていくというような防災移転まちづくりの手法を導入して、地域の安全性と持続性を確保したまちづくりをやっていけたらというようなことを考えております。以上です。ありがとうございます。

○事務局 内田先生、ありがとうございます。続きまして、交通問題の小川先生、お願いいたします。

○小川委員 立命館の小川といいます。私は交通問題という分野で関わらせていただきまして、2期目なので今回が最後になると思います。

こちらの議論の中にもありましたけど、やっぱり審議会に関わらせていただいて、面積で進捗管理を毎年こうやってされていて、実際に増えた、減ったという結果は分かるのですが、

どのようにそれをコントロールしていくかという部分が、制度上の色々な課題なのかなと感じました。

あと、普段は交通分野の色々な会議には出ていますが、先程の話にもありましたように、この審議会だと色々な分野の方の視点で聞くことができるので、私にとっても非常に勉強になりました。どうもありがとうございました。

○事務局 小川先生、ありがとうございました。続きまして、林業分野の小杉先生、お願いいたします。

○小杉委員 はい、小杉です。私は普段、森林審議会の方でも委員をさせていただいてまして、この林地開発のことについて、許可申請のことについても関わらせていただいております。

やっぱり個別の案件を安全かどうか、基準を満たしているかどうかということで判断することしか、こちらの方ではできませんので、トータルに滋賀県としてどのような土地利用にしていくかとか、例えば、太陽光の話がありますけども、どのようなところにつくって、どのようなところにつくらない方がいいのか、どのように検討してやっていくのかということ、トータルに考える場所というのが、やっぱり必要だなと感じます。

どのような方法でやっていけるかということは、私も課題かなとは思いますが、こういった委員会でそういうことを話し合っ、県として、県議会ですかね、そういうところに話も上げていくようなことも考える必要があるのかなというように思いました。

個別のことで対応できないということ、ここの委員会が受け持つということですので、ぜひそういうことを将来的に考えていただけたらいいかなと感じました。

○事務局 小杉先生、ありがとうございました。続きまして、法律分野から駒林先生、お願いいたします。

○駒林委員 行政法をやっております、駒林でございます。もう先程お話ししてしまいましたので、特に色々な分野から関わっておられるということで、非常に勉強になりました。まだ1期目ということですが、今後とも色々勉強させていただく機会かなと思っております。

この分野は、非常に色々な法律が重なっておりまして、勉強するだけで大変なところで、それが現実になどなっているのかということを知るだけでも、非常に勉強になったと思っております。今後ともよろしく願いいたします。

○事務局 駒林先生、ありがとうございました。続きまして、社会福祉分野から菅原先生、お願いいたします。

○菅原委員 社会福祉分野からということで、今回初めて参加させていただいて、先ほど最初の話で、この審議会というのは土地の在り方の審議だということをお伺いしましたが、最初はもうほとんど示されるものの追認をしていくというような誤解をしておりました。

社会福祉の立場からという、なかなかどういうことを言ったらいいのか難しい部分がございますけれども、普段住んでおります部分は、大津市に住んでおりますので、地域の林ですとか農地が次から次へと宅地開発などに行ったりとか、森林が太陽光になったりというのを目の当たりにしております。私が住んでいる地域にも空き家がたくさんあるのにもかかわらず、宅地開発がすごく進められるということに、すごい不安を感じているところでございます。以上です。ありがとうございます。

○事務局 菅原先生、ありがとうございました。続きまして、公募委員の田中先生、お願いします。

○田中委員 公募委員の田中でございます。当審議会に参加させていただきましてありがとうございます。

国土利用計画が上位計画として、県の土地利用のより良い適正化に向けて、今後ご努力いただきますよう、よろしく願いいたします。以上でございます。ありがとうございました。

○事務局 田中先生、ありがとうございました。続きまして、経済分野の辻田先生、お願いします。

○辻田委員 経済産業の分野で参加させていただきました辻田です。2期にわたってどうもありがとうございました。

西田委員がおっしゃっていたように、産業系というのは、どちらかという、開発の方向になりがちで、なかなかこの会議では発言が難しいところにいるかなと思いつながりながら参加させていただいていました。

滋賀の場合、かつて水環境のところで、水に関して皆さんが真摯に取り組まれて、いま環境もよくなり、水関連のビジネスという面でも発展しという、色々な実績があるので、こういった土地利用に関しても、色々な分野の方々がうまく調整されながら、先程からバランスというお話が何度も挙がっていましたが、そういったところで何か新しい方法を見つけていただければなと強く感じました。どうもありがとうございました。

○事務局 辻田先生、ありがとうございました。続きまして、農業分野から多賀先生、お願いします。

○多賀委員 多賀です。私は、滋賀県でも湖北の方で農業をやっておりますので、特に農地に関しては真摯な思いで聞かせていただきました。

いま大変農地が色々なところに利用されるのはありがたいのですが、できたら、やっぱりその他、色々なことにも使える農地ですが、今後の日本の食料のためにも、農地は大事にしていきたいなど、私個人的に思っております。

ただ、そのためには、農地だけではなくて、その後継者、その周り、その他色々な方のご協力をいただきながら土地改良、いい意味での、農地の土地利用をお願いしたいと思います。以上です。

○事務局 多賀先生、ありがとうございます。自然分野の西田委員は、本日もご欠席でございます。続きまして、地方行政から西田委員お願いいたします。

○西田委員 はい。大変お世話になりました、ありがとうございます。冒頭ちょっと乱暴な問題提起をして申し訳なかったですけれども。

行政という仕事を、私もさせていただいていますが、やはりその地域をどう発展させるか、また保全するか、色々な課題がもう本当に重なってきますので、なかなか難しいですけれども、やはり自分たちの生まれ育った地域を、人口減少とか少子高齢化の社会の中で、どう維持していくのかという観点で、土地利用もある意味、その地域の課題に沿ったかたちの土地利用ができれば一番ありがたいなと思っています。

やはり我々の立場としては、安心・安全ということも重要ですので、先ほど河川の話が出ましたけども、竜王町も日野川という天井川を抱えておりまして、この安全の確保ということも大事ですし、また、森林の有効活用というのも考えていかなければならない。

一方、脱炭素の世界の中で森林をどう保全していくのかと。課題が複合的に関わっておりますので、そういうところをしっかりと我々も進んでいきたいと思っておりますし、それを裏支えしていただく土地利用のしっかりとした計画をつくって、それを運営していただきたいなと思っております。以上です。ありがとうございます。

○事務局 西田委員、どうもありがとうございます。続きまして、防災分野から、先ほどまで議事進行を進めていただきました、会長を務めていただきました深川委員、お願いいたします。

○深川会長 深川でございます。私はもう会議の中で色々なことを申し上げましたので、ごく手短かに思っておりますが、先ほど、ちょっと滋賀県の災害の話をしたのですが、滋賀県は、もう歴史的な災害と言ってもいいのかもしれませんが。実は、70年前の1953年に多羅尾豪雨災害というのがありまして、一回の土砂災害で44名亡くなったというようなことがあります。

ですから、決して安全な県ということではないということは、しっかりと認識しておいていただいた方がいいのかなと思います。

とにかく、2期6年も務めさせていたという多少の感慨を持っておりますが、特に2期目は拙い司会で、色々ご迷惑をお掛けしたのかもしれませんが、委員の皆さんに支えていただいて、何とか司会役が務められたのかなと思っております。本当にありがとうございました。

○事務局 深川先生、ありがとうございました。続きまして、商工業分野から堀江先生、お願いします。

○堀江委員 商工業から、滋賀県商工会女性部連合会の方から伺っておりました。ありがとうございます。

太陽光発電の可否とか、新しい建物を建てる土地利用のこととかで、色々な勉強をさせていただきました。本当にありがとうございました。

○事務局 堀江先生、ありがとうございました。それでは最後になります、水問題から和田委員お願いいたします。

○和田委員 和田です。水問題を担当させていただいています。私は30年ほど前に6省庁連携で琵琶湖の総合的な保全のための基本計画を策定しておりました。これが今の「マザーレイク 21」の基になった計画ですが、そのときに、水源涵養部会も担当させていただきましたので、滋賀県の中で、林業、農業の方も、特にここの部局の土地利用形態ですね、そのあたりのデータは、非常に勉強させていただいた覚えがあります。

水問題、水環境ということで、他の委員会でも委員をさせていただいておりますが、昨今、水環境、いわゆる水質汚濁や水環境保全、生態系保全というものを考える中で、先ほどからお話がありますように、気候変動が非常に大きく関わってきております。特に都市化になりますと、気候変動が水環境へ及ぼす影響が多く、そのようなことを研究しております。

そういったものが滋賀県の土地利用の変化に関わってくる中で、どのようにやっていけばより良く滋賀県の土地利用と言うのですか、県土がよくなるかというところに反映できればいいなと考えておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

○事務局 和田先生、どうもありがとうございました。

委員の皆さま、本当にどうもありがとうございました。今日一日ありがとうございました。

3 閉会

○事務局 それでは、閉会にあたりまして、県民活動生活課長の廣部より、お礼を申し上げます。

○廣部課長 閉会にあたり、一言お礼を述べさせていただきます。

委員の皆さまには、終始熱心に、本当に大事なお話をたくさんご審議いただきまして、厚くお礼申し上げます。

議事や報告、それぞれにつきまして、大変貴重なご意見をいただきました。本日いただきましたご意見は、私ども事務局といたしまして、今後の審議会の運営や、今後の県計画の策定に反映させるべく検討してまいりたいと思っております。

委員の皆さま方には、1期の方と2期目の方がいらっしゃいますが、現在の第16期委員といたしましては、今年の7月14日までが任期でございます。本日が現任期中、最後の審議会となります。

皆さまには、令和2年7月15日からご就任いただき、令和3年9月からは多賀委員も就任いただきまして、土地利用基本計画図の変更ですとか、第五次滋賀県国土利用計画の進行管理の方法などにつきまして、本日も含めて、さまざまなお意見をいただいております。これまでの、皆さまのご尽力に対しまして、あらためてお礼申し上げます。

今後は、全国計画の改定に伴います、国の動向も注意してまいりながら、審議会を運営してまいります。引き続き、どうぞよろしく願いいたします。本日は、どうもありがとうございました。

○事務局 それでは、これもちまして、第77回滋賀県国土利用計画審議会を終了させていただきます。

本日はありがとうございました。